

総 会 議 事 録

令和5年7月

令和5年7月11日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和5年7月11日(火)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時00分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉
関野 掲司、宮崎 正之、宮崎 健治、山田 正明、松本 聡
吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

14名

欠席 なし

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

9名

欠席 なし

欠員 和田 隆

1名

事務局 事務局長 小西 正樹

議事日程

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について |
| 日程第3 | 議案第25号 非農地証明交付申請の承認について |
| 日程第4 | 議案第26号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について |
| 日程第5 | 議案第27号 非農地判断の運用方針の見直しについて |

〔関野会長〕 ただ今から、令和5年7月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は23名中23名、全員出席でございます。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。久保添委員、宮崎健治委員をお願いいたします。

次に日程第2、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。配付資料にありますとおり、議案第24号の当事者となります和久田委員はここで一旦退席をお願いいたします。

(和久田委員の退席)

〔関野会長〕 事務局より、提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第24号になります。「農地法第3条第12項の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。4件ございます。1番です。農地の所在は大字波路※※番ほか2筆、登記地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡となっております。譲渡人は、既に亡くなっておられます※※様で、右端の備考欄にあります※※様となっております。譲受人は※※にお住まいの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、相続財産管理人としての不動産の整理のためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

2番です。農地の所在は大字由良※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。譲渡人は、※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、取得した住宅の隣接地で農業経営を開始するため、備考欄になりますが、譲受人は今年の1月に※※から転入され空家とこれに隣接する当該農地の取得を希望されております。なお、譲受人は現時点では宮津市内での経営面積はありませんが、前住所の※※にお住まいの間は会社役員の傍ら農業もされていたということです。3番です。農地の所在は大字日置※※番、登記地目は田、面積は※※㎡となっております。譲渡人は、※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、高齢により農地の維持管理が困難になったためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

裏面の4番です。農地の所在は大字外垣※※番ほか2筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡となっております。譲渡人は、※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。なお、譲受人

の営農面積が※※㎡となっておりますが、譲受人は以前から御主人名義の経営農地の手伝いで農業をされており、今回は本人名義で農地を取得し主体的に営農を行いたいとのことです。

具体の場所につきましては5頁に地図を添付しております。上側が1番の波路の案件です。位置的には、堀川オートから波路集落にかけての鉄道付近になります。下側が、2番の由良の案件になります。由良脇と由良宮本の境付近の鉄道に隣接する農地になります。6項を御覧ください。上側が3番の日置の農地になります。金剛心院から畑集落に上がる途中にある農地です。下側が4番の地図になります。外垣集落から日ヶ谷集落に上がる途中の右手の山側にある農地で隣接で譲受人の※※様が銀杏を多く栽培されておられます。7項からは写真を添付しています。7項は波路の3筆になります。8項の上が由良の案件、真ん中が日置の案件、下が外垣の案件になります。次に9頁から許可申請に係る調査書を添付しております。1番です。調査書の最初にあります、第2項第1号ですが、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第6号の地域の調和につきましては、6月26日に地区担当の久保添委員、酒井委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。周辺農地との調和につきましては、譲受人は、周辺の農業をよく知っておられることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。

10項を御覧ください。2番です。調査書の最初にあります、第2項第1号ですが、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業計画からオリーブ、メロンの栽培を中心とした家庭菜園で規模的な面から、申請農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第6号の地域の調和につきましては、6月30日に地区担当の山田委員、平野委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。周辺農地との調和につきましては、譲受人の農地は、自宅付近であり、隣接する農地に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。次に11項、3番です。調査書の最初にあります、第2項第1号ですが、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、農機具等は当委員会の吉田進委員にお借りし、指導を受けながら対応をするとのお話で、申請農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第6号の地域の調和につきましては、6月29日に地区担当の吉田進委員、瀬戸委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。周辺農地との調和につきましては、譲受人は、※※で、※※にお住まいで農業経験もあり、既に吉田進委員など周辺の農家とも調整を行っておられることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。

次に 12 項の 4 番です。調査書の最初にあります、第 2 項第 1 号ですが、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第 2 項第 6 号の地域の調和につきましては、6 月 29 日に地区担当の細井委員、垣根委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。周辺農地との調和につきましては、譲受人は、以前から隣接の農地で御夫婦で銀杏の栽培を行っており、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。議案第 24 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番は久保添委員から、2 番は山田委員から、3 番は吉田進委員から、4 番は細井委員からそれぞれ報告をお願いします。

〔久保添委員〕 波路の案件ですが、7 頁の写真のとおり一番上の奥に見えるビニールハウスがありますが、これはほぼ※※さんのハウスで隣接している農地です。この農地は木が生えてますが榊などが植わっていて、あと獣害対策もしたいということでここも管理をしたいということで購入されるようです。下の真中の農地は写真の点線の奥は殆ど※※さんが水稻を作っておられまして、こちらもそれに隣接する農地となっております。ここも獣害、ヌートリアなどの住み家となっております。管理をしないのであれば購入して水田に復活させたいということで地域のために頑張っておられますので特段問題ないと思います。以上です。

〔山田委員〕 6 月 30 日に平野委員、事務局で現地確認を行いました。8 頁の写真のとおりですが、保全管理されている状況で現状では耕作をしていくことは可能です。前の特もう少し家に近い所に畑が 2 筆位あるんですが将来的にやっていただければ、けっこう広い農地があるんですが、特に問題になることはないと思います。以上です。

〔吉田進委員〕 6 月 29 日に事務局と瀬戸委員同行で現地確認を行いました。御覧のとおり田に稲が植わっております。持主が変わるということでそれほど問題はないと思います。以上です。

〔細井委員〕 6 月 29 日に事務局 2 名、垣根推進委員、細井で現地を確認してまいりました。8 頁の④の写真のとおりでございます。事務局の説明のとおり問題はないと判断しております。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第 24 号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 24 号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 24 号については、許可します。一時退席いただいた委員に再入室いただくようお願いします。

(和久田委員の再入室)

〔関野会長〕 次に日程第 3、議案第 25 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 13 頁をお願いします。議案第 25 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。1 件ございます。土地の所在につきましては大字岩ヶ鼻※※番ほか 6 筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様、非農地の事由につきましては平成 25 年 4 月以前から耕作していないということです。具体の場所につきまして、14 頁に地図を添付しております。上下 2 枚に分かれております。上の地図が養老地区の農地となっております。地図の中心付近の交差点が国道 178 号線と日ヶ谷へ入る府道との交差点となっており岩ヶ鼻に 1 筆、外垣集落の府道沿いの犀川を挟んで山側の農地になります。また、日ヶ谷※※番については、落山口から藪田集落に向かう府道から谷側に入ったところにある農地です。

15 項を御覧ください。上の写真が岩ヶ鼻の農地、真ん中からから 16 項の上側までが外垣の農地、その下が日ヶ谷の農地となっておりまして、日ヶ谷の農地は植林がしてありました。非農地の事由が平成 25 年以前からということでしたが、かなり昔から木が植わっていたものと考えられました。議案第 25 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、養老地区担当の細井委員及び日ヶ谷地区に及んでおりますので担当の石田委員からそれぞれ補足説明をお願いします。

〔細井委員〕 こちらの場所につきましても6月29日に先程と同じ事務局2名と垣根推進委員、細井で現地を確認しております。写真で見るなんとなく、これが非農地であるか疑問を持つ所ではありますが、実際行ってみますととんでもない様な状況にあります。すでに原野化している状況であります。平成25年4月以前から耕作していないということで、日にち的にはそんなに経っていないようですが現地を見る限りでは原野と言って良いのではないかとというような荒廃をしているという確認をしました。以上です。

〔石田委員〕 6月29日事務局2名と日ヶ谷委員2名で現地を確認してまいりました。一抱えもある位の幹になっておりまして申告の以前から植林がされていたと思われまます。従って非農地として判断することは妥当と思えます。

〔関野会長〕 これより、議案第25号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第25号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第25号については、承認とします。次に日程第4、議案第26号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について」を議題とします。配付資料にありますとおり、議案第26号の当事者となります瀬戸委員はここで一旦退席をお願いいたします。

(瀬戸委員の退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 資料の17頁をお願いいたします。議案第26号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について」になります。こちらの方は中間管理機

構を介した貸借となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案となっております。2件ございます。

貸借期間は1番が15年、2番が5年と7か月となっております。公告予定日は、令和5年7月20日となっております。詳細につきましては、資料により御確認をお願いいたします。議案第26号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第26号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第26号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第26号については決定とさせていただきます。一時退席いただいた委員に再入室いただくようお願いします。

(瀬戸委員の再入室)

〔関野会長〕 次に日程5、議案第27号「非農地判断の運用方針の見直しについて」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 18頁を御覧ください。議案第27号「非農地判断の運用方針の見直しについて」でございます。こちらは資料の19頁に改正の内容を付けさせていただいておりまして、20頁の方は現行のものということでございます。先に20頁の方で改正の趣旨等をお伝えさせていただきたいと思っております。こちら令和4年3月ということで3年度末にこの運用方針を確定をしていただいておりますが、その後運用してきた中で、利用状況調査等でB判定となっている農地につきまして農業委員さん推進委員さんとで現地確認を行っていただいたり、また、協力員さんで御判断を仰ぐというような形になったものを事務局で資料を議案資料として作ってそれを総会でお諮りをしているということで、この間上世屋の方であった案件について先日も御審議をいただいたというところでございます。この下線を引いたところが変わっている点ということにな

りますが、現在、令和5年度ということをございまして、3年度からみますとこちらの方GISの地図ですとかタブレットが導入されまして、それを活用した判断をしていただくというようなことで、この取決めを改めるという形にしているものでございます。

20頁の2番のところ、3年度以前の流れということで見させていただきますと、①のところではB判定となっている農地について、委員会の委員が現地確認を行うということをございます。その間事務局に御報告をいただいて、この間利用状況調査をしていただくということで、3者が判断をして、事務局に資料を提出ということになっておりまして、3年度以前は一覧表の提出で現地写真の提出は求めないという格好しておりました。これが3年度以前の取扱いのGISということだったんですが、これがタブレットになってくるということで4年度も同様なんですけど、19頁の方でございます、これをタブレットを活用した形での判断ということも御利用いただけることになりまして、19頁の1番の5年度以降の流れで協力員さんによる利用状況調査のB判定を受けまして、必要に応じて農地地図を付けていただいたりデータをいただくという形にさせていただいて、手続を円滑にしていきたいと考えております。現地につきましても、委員さんの方で現地調査をしていただくということで、これにつきましてもタブレット等活用していただきまして航空写真等からも判断することも可能ということをございます。基本的には現地を見ていただきたい訳でございますが、山の中とか沢山ございましてそういった部分ではタブレットも有効に活用いただけるような内容に改めさせていただきたいというものでございます。説明は以上になります。御審議の方よろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第27号について質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

〔小山委員〕 3番のところ、事務局は報告を基に現地調査しないといけないですか。こちらの方も一定現地調査という形で確認も出来る範囲でさせていただくということで、報告の内容が間違っていないかという意味で確認をさせていただくという意味で進めさせていただきたいと思っております。

〔関野会長〕 他にございませんか。

〔関野会長〕 その後の証明交付願ということについて説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 こちらの方、先日の上世屋の案件もそうだったんですが、21頁を

御覧いただきまして非農地判断を総会でいただきますと、窓口で証明という形で証明願を出していただきますと、それに対して非農地であることの証明を窓口で発行するという格好にさせていただいております。こちらの証明願の様式ということで簡単に書いていただくことができまして、既に上世屋の方も手続をしていただいているということで、こちら手続が円滑に進む様に配慮させていただく内容になっております。以上でございます。

〔関野会長〕 他に御質問等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 27 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 27 号については決定とさせていただきます。以上で議事日程は全て終了いたしました。本日の配付資料にありますとおり先の役員会で行われました専決報告を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関 野 揚 司

委 員 久 保 添 公 哉

委 員 宮 崎 健 治

記 録 者 小 西 正 樹

